

リスク軽減と迅速な対処体制を構築し、事業継続を高度化

す。本制度の導入に当たっては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、対象となる取締役役に本信託から当社株式を交付する「役員向け株式交付信託」の仕組みを採用します。

内部統制

法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めています。2015年4月1日には「内部統制システムの基本方針」を改訂し、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、財務報告の適正性等を確保するための社内体制

を整備、強化しました。

当社内部統制システム

<http://www.itcenex.com/corporate/control/>

反社会的勢力の排除

当社は、当社グループ全体を挙げて如何なる面においても、反社会的勢力とは関係を一切遮断しています。また「伊藤忠エネクスグループ行動宣言」の中で同方針を明文化すると共に、平素より外部の専門機関等と密接な連携関係を構築し、契約書等への暴力団排除条項の導入促進を通じて、不測の事態に速やかに対応できる体制を整備しています。

IR基本方針

当社は、経営理念・社員の行動規範・グループ行動宣言及び東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に基づき、「適時性」「公正性」「正確性」「明瞭性」「継続性」を原則として積極的なIR広報活動を推進しながら、すべてのステークホルダーとの公平・良好な関係の構築と正当な市場評価の確保を目指し、かつ持続的な企業価値向上の実現を目的としてIR基本方針を定めています。

対象となる情報開示

本方針は以下の手段による情報開示及び対話を対象としています。

金融商品取引法に基づく開示	有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、臨時報告書、等
会社法に基づく開示	事業報告、計算書類及び連結計算書類、等
東京証券取引所の求める開示	適時開示情報 東京証券取引所から適時開示を求められている決定事実及び発生事実等 コーポレートガバナンス報告書等の開示

その他の情報開示

当社では、東京証券取引所の適時開示規則に該当しない情報についても、一般投資家をはじめとしたステークホルダーの皆さまに適切に当該情報が伝達されるよう配慮を行っています。

任意開示情報

IR関連開示資料	決算説明会資料、ファクトブック、等
IR関連刊行物	株主通信、統合レポート、英文アニュアルレポート、等

情報開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示については同規則に従い適時開示情報システムTDnet (Timely Disclosure Network) に公開すると共に当社ホームページへの掲載を行っています。また適時開示に該当しない情報を開示するにあっても、同規則の趣旨を踏まえて適切に当該情報が一般の投資家・株主に伝達されるよう配慮を行っています。

開示委員会

当社では、取締役会・経営会議による適切かつ機動的な意思決定に資すること、当社グループにおける重要な会社情報を網羅的かつ迅速に収集し、開示の要否と内容の正確性、明瞭性、十分性、公正性ならびに積極性を審議し必要な情報を公開することを目的として開示委員会を設置しています。

開示委員会の位置付けと体制

- ◎開示委員会は取締役会・経営会議の情報開示諮問機関とする。
- ◎開示委員長はコーポレート第1部門長が務める。
- ◎開示の実務に係る事務局はコーポレート・コミュニケーション室が務める。
- ◎情報取扱責任者はCFOとする。

株主・投資家との対話

株主及び投資家等へ情報開示や対話を行うにあたっては、関係法令及び諸規則を遵守したうえで対話による双方向のコミュニケーションを大切に、当社の経営状況や経営方針その他の情報を適時・公正・正確・明瞭かつ継続的に説明することに努め、さらに皆さまから頂いたご要望やご意見を経営陣にフィードバックしています。

主な対話活動

- ◎半期ごと（第二四半期・本決算）にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催
- ◎機関投資家との個別面談の実施
- ◎ホームページの投資家向けコンテンツの充実

株主及び投資家等との対話におけるインサイダー情報の取扱いについて

公式な開示が行われるまで第三者に伝えないことを原則とし、また個別面談等で投資家と対話を行う際には複数名で臨み情報の取扱いに万全を期しています。

沈黙期間

決算情報の漏洩を防ぎ、情報提供の公平性を確保することを目的に、通期、四半期の業績公表直前の2週間を「沈黙期間」とし、該当期間は決算および業績見直しに関するコメント・説明を行っていません。

株主構造の把握

株主名簿管理人による株主名簿及び調査会社による実質株主情報等入手し、株主構造の把握・分析を行い、IR・SR活動に役立てることとしています。

リスクマネジメント委員会

会社の運営に支障をきたす可能性のあるあらゆる事象やリスクに対し、迅速で的確な対処を行うことにより事業継続を実現し、社会の信頼と企業価値を毀損することのないよう、万全の体制整備を目指しています。様々なリスクの脅威が増大する中、リスクマネジメント委員会が中心となり、経営に重大な影響を及ぼすリスクの洗い出し・分析、対策、発生・顕在化の予防・周知といったリスクマネジメントを実施しながら、継続的に管理を強化することでリスクの軽減を図っています。

緊急事態発生時の体制

グループ内において事故やリスクの顕在化が発生した場合、正確な情報を迅速に把握して的確に対処するため、また地震、台風、大雨等の自然災害が発生した場合、グループ内の施設や販売店の被害状況を迅速に把握してライフライン確保に対処するための「緊急連絡網」を構築。各グ

事業等のリスクとその対応 当社グループの事業上のリスクの発生について、経営成績・財政状態及び株式価格等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクを以下のように把握し、未然防止や発生を回避するために具体的施策を講じ迅速に対処しています。

項目	内容	対応策
業界動向及び競合によるリスク	規制緩和、環境問題、少子高齢化問題、自動車市場における急激な変化等の要因による販売競争の激化等	情報収集活動を活性化させ、迅速な対応と機動的な意思決定ができる体制を整備
市況変動リスク	原油価格や為替レートの変動、燃料の需給動向、競合との関係や市況状況等	経済動向や市場環境の変化に注視した販売戦略、多種多様な電源を確保しリスクを分散
不良債権に関するリスク	取引先の経営環境及び景気動向や内外の経済情勢による不良債権の発生	取引先の経営環境及び景気動向や内外の経済情勢を注視し与信管理の徹底
大口需要家取引に関するリスク	取引関係の悪化で売上高の減少や信用リスクの発生	良好な取引関係を維持、特定取引先に指定された需要家の業容は注視
投資リスク	諸条件の変化等による資産価値の下落、追加的な資金拠出、計画外の修繕費用の発生等	投資基準に基づく妥当性の協議、投資基準の見直しと高度化、投資後の状況把握と対策を協議
エネルギーに関する法規制及び政策についてのリスク	法規制及び政策の実施内容、進展状況による需要家や消費者のエネルギー需給動向の変化等	事業環境の動向に注視し、最悪シナリオの対処策を事前協議、市況に合わせスイッチング可能な収益モデルの確立
金利変動によるリスク	金利変動により借入金金利が上昇した場合には金融コストが増加	金利変動の状況を鑑みた調達方針、過大調達の抑制、流動性を確保
株価変動リスク	経済状況や株式相場の変動リスク等による公正価値の下落、当社の株主資本の減少	定期的に保有有価証券の保有目的を再検討、必要が無いものは売却
システム障害に関するリスク	自然災害や人為的・品質的な障害により受発注等のシステムに障害発生	障害発生時の対応をマニュアル化、非常事態に備えたバックアップシステムを充実
個人情報漏えいなど情報管理に関するリスク	個人情報が漏えいした場合には社会的信頼を失い、企業イメージが低下	各種規程・規則により情報管理を徹底、電力・ユーティリティ部門ではISMS認証も取得
土壌汚染など環境汚染に関するリスク	販売施設(CS等)及び油槽所で燃料油流出による土壌汚染などの発生	事故発生時に迅速に対応できる体制を構築、事故を未然に防ぐための自主点検や土壌保険の付保を推進
天候の変動に関するリスク	異常気象が暖房用の灯油・重油・LPガス、冷暖房用の電力・熱供給(冷水・温水)などの消費量に影響	気候変動の影響を受けない事業の拡大、中長期的な気候変動に目を向けた販売戦略
事故・自然災害などに関するリスク	大規模な停電、石油製品の出荷基地の機能停止、地震等の自然災害、新型インフルエンザの流行等	自主保安基準の徹底による事故防止、BCP(事業継続計画)の策定、定期的な訓練の実施
カントリーリスク	政治・経済・社会情勢等に起因して生じる予期せぬ事態、現地法令・規則・税制の変更	カントリーリスク情報に基づき、管理対象国における取引先・投資先の経営状況等の把握
退職給付費用及び退職給付債務に関するリスク	数理計算上の前提条件を変更する必要性が生じた場合、証券市場の低迷により年金資産が毀損した場合等	財政状態は過不足ないよう処理、IFRSでは引当不足額の積み増しは包括損益で計算
繰延税金資産に関するリスク	課税所得の見積りの変動及びタックス・プランニングの変更、税率変動等を含む税制の変更等	適時モニタリングを実施して必要に応じ対策を検討、低効率資産処分推進等による繰延税金資産の減少
重要な訴訟等に関するリスク	国内及び海外における事業活動等が訴訟等の対象となる可能性	非業務執行取締役及び監査役を対象に責任限定契約を締結、免除可能総額を超える部分に関しては役員賠償保険により一部でん補。(保険金額20億円【限度額】)

ループ会社、事業部門、社長まで一貫した連絡体制として「大規模地震・災害報告」「災害以外の事故報告」のルートを整備し、就業時間以外も含め、365日24時間にわたり運用しています。

BCP・災害対策本部

当社では主として重大な自然災害の発生に備え、BCP (Business Continuity Plan : 事業継続計画) を策定しています。この計画の中核的組織である「BCP・災害対策本部」は、本部長を社長、副本部長をCCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー : 最高コンプライアンス責任者)、コーポレート第1・第2部門の各部長を構成メンバーとし、大規模な災害発生時には指定場所に集合し、指揮命令系統の統一と系統的な連携を図り、全社が一体となって事態に対応します。また、同本部の機能を中部支店に移管するバックアップ体制も構築しています。